

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

御注意

4

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、「給与支払者」は、「前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。」

また、「前勤務先が個人事業主の場合」は、「給与支払者」は、「前勤務先では記載せず、新勤務先では記載してください。」

3 黒のボールペン又は黒のボールペンで記載してください。

2 転勤(転職)等により異動後の勤務先の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最下段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

1 「宛名番号」の欄には、「給与所得者」の個人番号を記載してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和××年○○月△△日提出 渋川 市長 様 (特別徴収義務者) 給与支払者		〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎 個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 ※市町村処理欄 特別徴収義務者指定番号 12345 宛名番号 1 ※市町村ごとに異なります
給与所得者 受給者番号(整理番号) 123456 フリガナ トクチョウ イチロウ 氏名 特徴 一郎 (旧姓) 生年月日 昭和 平成 50年 1月 1日 個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1月1日現在の住所 ○○県××市△△3-2-1 給与の支払を受けなくなった後の住所		(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円 (イ) 徴収済額 35,600円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 104,400円 異動年月日 ××・8・31	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)
給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 ② 一括徴収(1月以降は必須) 9月分まで納入(10月10日納期分) 3. 普通徴収(理由) 退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000円 控除社会保険料額 60,000円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
① 異動が令和××年12月31日までで、申出があったため(8月25日申出)	9・20	104,400円	104,400円
2. 異動が 年 1月 1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
異動者印	.	円	

相続人の氏名等		※「0」(特別徴収不可)を選択された場合は、
氏名	続柄	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。
住所		(例：年間の給与支払額が93万円以下)
電話		3 (普D) 給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)
		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	
代表者の職氏名	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では	※市町村記入欄
月割額 円を	
月分から徴収し、納入します。	
受給者番号	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒377-8501 渋川市石原80番地 渋川市役所総務部税務課市民税係